

東大阪市登録移動支援事業者 様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害福祉認定給付課長

東大阪市移動支援事業の取扱い等について（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
このたび、東大阪市移動支援事業の取扱い等について、下記のとおり運用となっておりますので、ご確認の上、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 移動支援事業の補助金の請求等に係る「移動支援明細書兼サービス提供実績記録票」（以下、「サービス提供実績記録票」という。）の記入について

以下の要綱に定めのあるとおり、サービスの提供の記録をもとに、具体的にサービス提供実績記録票のご記入及びご提出をお願いいたします。

補助金の請求等にあって、サービス内容（行き先及び目的など）が特定されていない場合は、補正をお願いすることになります。その際は、再度内容をご確認いただき補正の後に、サービス提供実績記録票のご提出をお願いいたします。補正後のサービス提供実績記録票のご提出が遅れると、補助金の振込予定日（原則、サービス提供月の翌々月の28日）に振込ができない場合がございますのでご了承ください。

東大阪市移動支援事業実施要綱（抜粋）

第6条 事業者の人員、設備及び運営に関する基準については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号以下、「基準省令」という。）における指定居宅介護事業者等として定められた基準のうち次に掲げる事項を移動支援事業として準用する。

(1)～(9) (略)

(10) 基準省令第19条に定めるサービスの提供の記録に関すること。

(11)～(26) (略)

2 事業所は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 同条第1項第10号に掲げる内容については、移動支援を提供した際は、当該移動支援の提供日、支援内容(サービス提供を行った出発地点から目的場所(名称)・目的場所(名称)から終了地点、もしくは詳細の地域名並びに利用者の様子や状況等)、利用した交通機関、使用した料金その他必要事項を、移動支援の提供の都度記録しなければならない。また、その記録に際しては、利用者等から移動支援を提供したことについて提供の都度確認を受けなければならない。

(10)・(11) (略)

2 障害児の移動支援事業の利用決定について

障害児は、18歳の誕生日の属する月の翌日1日より障害者として、利用決定を行います。対象となる方には、誕生月の4ヵ月前に案内及び申請書(様式共-1)を送付しております。引き続き、移動支援事業を利用しようとする方には、申請の説明等のご協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

福祉部障害者支援室

障害福祉認定給付課

電話：06-4309-3184(直通)

FAX：06-4309-3813